

第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画



基本目標 1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

活動方針(1) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり

●現状と課題●

- ・ 高齢者・障がい者・子どもを見守る取り組みが必要です。
- ・ 高齢者の地域生活を支えるため、地域住民の力が必要です。
- ・ 認知症への理解が必要です。
- ・ 免許返納後の高齢者の買い物や通院に対する支援が必要です。
- ・ 障がい者の社会参加が必要です。
- ・ ヤングケアラーへの支援が必要です。
- ・ 子育て支援のさらなる充実が求められています。

市民アンケートによると、今後地域住民が優先して取り組むべき施策や活動について、「高齢者、障がい者、子どもの見守りに関する取り組み」が21%となっており、地域で積極的に取り組むべき活動であると考えていることがうかがえます。

近年、我が国の平均寿命は延び続けており、高齢化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症を患う高齢者など、様々な支援を必要とする人の増加が予想されます。こうした人々を地域全体で見守り・支援するとともに、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の仕組みづくりや、一人ひとりが健康の保持・増進を心がけることが必要です。

市民アンケートにおいては、「免許返納者の買い物や通院が不便である」との声がありました。みどり市では、令和5年1月から大間々・笠懸路線バスの実証運行を行っていますが、地区別座談会では「利用者が少ない」との意見も聞かれました。今後も、利便性の向上や積極的な周知により、公共交通の利用促進に努めます。

障がいに関しては、令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました(改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行)。障がいのある人が社会参加しやすい地域にするためには、事業者だけでなく住民の理解も不可欠です。

市民アンケートでは、みどり市・社会福祉協議会・地域住民が優先して取り組むべき施策や活動として、「ヤングケアラーへの支援の充実」を挙げる回答もありました。ヤングケアラーは、本人の年齢や成長に見合わない家事や家族の世話などを日常的に行う子どものことで、疲労で健康を害したり、時間が制約されて学校生活に影響が及んだり、子ども自身の権利が侵害されることが問題となっています。

市民アンケートにおいて、誰もが安心して暮らしていくために重要なこととして「子育て支援の充実」を選択する市民の割合は、18～39歳で特に高くなっています。自由意見でも、一時保育の充実や子育て世代向けの施設を求める声がありました。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	高齢者や障がい者(児)が地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの充実や、社会参加促進のための支援を行います。	介護高齢課／社会福祉課
2	相談機関の周知などにより、児童虐待の未然防止や養育困難家庭への支援を進めます。	こども課／健康管理課
3	地域住民、ボランティア団体等と連携を図り、高齢者の支援・	介護高齢課

	見守り体制を整備します。	
4	いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、各年代に適した健康づくり、介護予防事業に取り組みます。	健康管理課／介護高齢課／市民課
5	利用しやすい公共交通について研究し、利便性向上に努めます。また、利用促進のため、公共交通について積極的に周知します。	企画課
6	子どもが相談できる環境づくりや家族ケアなど、ヤングケアラーへの支援を充実していきます。	こども課／学校教育課
7	保育の充実や公園・屋内遊戯施設の整備など、ハード・ソフト両面の支援を充実し、子育てしやすい環境を整備します。	こども課／スポーツ振興課／建設課／都市計画課
8	障がいへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず共に支え合う心を育成し、地域の支え合いを推進するため、啓発・広報活動を積極的に行います。	社会福祉課

○関連する計画

- ・第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画
- ・みどり市障がい者計画2022
- ・第7期みどり市障害福祉計画・第3期みどり市障害児福祉計画
- ・みどり市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・第2次みどり市健康プラン21
- ・みどり市公園・広場適正化計画

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	子育て世代や若年ひとり親家庭の情報交換と交流を促進します。
2	地域の活動に積極的に参加する他、地域の組織的な見守り活動を支援します。
3	高齢者や障がい者への理解を深めるための活動を推進します。
4	高齢者や障がい者等の日常生活を支援します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	日常でできる身近でお互い様の活動として、ゴミ出しなどの手助けをしましょう。
2	パトロールなどの地域の見守り活動を行いましょう。
3	高齢者や障がい者、ヤングケアラーのいる世帯に、困ったときの相談先や支援制度を紹介して支援につなげましょう。
4	行事等で交流する機会を設けるなど、地域全体で障がい者に対する理解を深めましょう。
5	地域での世代間交流の機会や、地域子育て支援センター、子育てサロンなどを活用し、子育て経験者や同じ子育て世代と積極的に交流・情報交換をしましょう。

●成果指標●

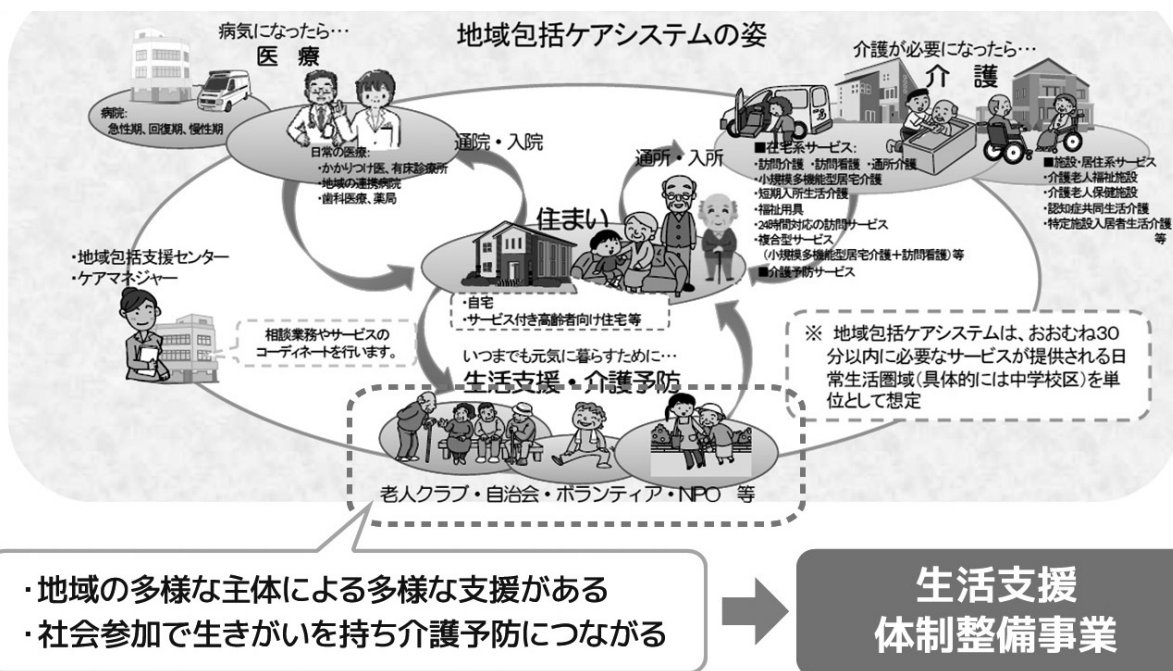
取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
高齢者の生きがいと健康づくり事業(老人クラブ主催のスポーツ大会等含む)参加人数※1	市	1,492人	2,000人
成人を対象とした健診受診率※2	市	41.4%	45.0%
子育てしやすいまち（環境）だと思ふ保護者の割合※3	市	88.8%	90.0%

※1・※2 第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

※3 みどり市まちづくり市民アンケート(令和5年度実施)回答による。

地域包括ケアシステムについて

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで送れるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援といったサービスを一体的に提供するシステムのこと。



- ・地域の多様な主体による多様な支援がある
- ・社会参加で生きがいを持ち介護予防につながる

生活支援体制整備事業

地域の支え合いの体制づくり

- ・生活支援コーディネーター
- ・協議体
 - 第1層協議体
 - 第2層協議体

生活支援体制整備事業について

在宅生活を継続するための日常的な介護予防・生活支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう地域の支え合いの体制づくりを推進する。

生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉の推進役である社協や関係機関と情報共有及び連携強化を図り、新たな社会資源の発掘に努める。平成30年度には、地域支え合いの体制づくりとして、市全域を活動対象とする第1層協議体、市内各町を活動対象とする第2層協議体をそれぞれ設立。
 (みどり市作成)

合理的配慮について

行政機関や事業所に求められている、障がいのある人に対する配慮のこと。また、個々の場面において、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることとされており、これを「合理的配慮の提供」という。

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(令和6年4月1日施行)が改正され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化された。改正法では、事業者が法に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の行政機関から報告を求められたり、助言や指導、勧告を受けたりする場合がある。

(『内閣府ホームページ』を参考に作成)

活動方針(2) 地域で生活に困っている人への対応

●現状と課題●

- ・ コロナ禍により、潜在化していた生活困窮世帯に関する課題が浮き彫りになりました。
- ・ 心の病などの問題で働けず、困窮に陥る人が増えています。
- ・ 生活に困窮している人への支援が必要です。

市民アンケートでは、地域住民が優先して取り組むべき施策や活動として、収入や資産が少なく、生活に困っている人（生活困窮者）への支援を挙げる回答がありました。また、自由意見では、「物価が上がり、生活をするだけでも精一杯」など、現在の生活の苦しさを訴える声もありました。

コロナ禍では、減収や失業等によって貯蓄がなくなり、経済的に困窮する人が増加しました。また、経済的な困窮をはじめ、就労や心身の問題、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題は複雑化・多様化しています。貧困の状況にある人が自立した生活を送れるようになるためには、福祉分野のみならず、関係機関が連携することにより、包括的に支援することが必要です。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援の実施及び自立への支援策を展開します。	社会福祉課

○関連する計画

- ・ 第2次みどり市自殺対策行動計画

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	生活困窮世帯への的確な相談支援と適切な資金貸付に努め、自立に向けて支援します。
2	交通遺児や、低所得世帯等の子どもの進学を支援します。
3	生活困窮者の相談窓口の機能を充実するために、関係団体や専門機関と協働できる体制を構築します。
4	社協の寄付受付機関である善意銀行※を活用し、物品等により生活困窮者を援護します。

※善意銀行…地域住民等から善意の金銭や物品等を預かり、必要とされる人々や福祉事業、ボランティア団体等に払い出し善意を地域に還元する仕組み。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	生活に困窮した親族や知人等の生活をできる範囲で支援しましょう。
2	生活に困窮している人から相談を受けたら、行政機関等の相談窓口を紹介しましょう。
3	再利用できる物品の譲り合いに協力しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
自立支援プランで改善が見られた就労者数	市	1人	5人

※第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

活動方針(3) 権利擁護*の利用促進

【みどり市成年後見制度利用促進計画】

●現状と課題●

- ・成年後見制度など、権利擁護事業を知っている人が少ない状況です。
- ・成年後見制度の手続きの仕方がわからない人がいます。
- ・成年後見制度の需要の拡大が想定されます。
- ・成年後見制度の支援者が少ない状況です。

市民アンケートによると、成年後見制度を知っている人の割合は39.8%で、前回調査との比較では5.4ポイント増加していますが、「聞いたことはあるが内容は知らない」が31.4%、「まったく知らない」が16.3%で、未だ広く知られていない状況です。また、制度の利用については、「利用したくない」「わからない」と回答した人が半数以上であり、その理由として、「家族に頼めるから」に51.9%、次いで「手続きがわからない」に26.2%の回答がありました。

全国的にも、成年後見制度など、物事を判断する能力が十分でない人の権利擁護の必要性が高まっています。その一方で、認知症、知的障がい、精神障がい等の利用対象者の数に対して、制度の利用者数が少ないことから、制度の概要や相談窓口等を周知し、権利擁護制度を適切に利用できる環境を整備する必要があります。また、制度利用の需要の拡大に対応するためには、成年後見人等の担い手の確保も課題となっています。

※権利擁護…認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人に代わって、契約行為やサービス利用の支援をすること。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	成年後見制度を必要とする方に情報が行き届くよう、制度概要や相談窓口について周知します。	介護高齢課／社会福祉課
2	成年後見制度を必要としている方と後見人とのマッチングを促進します。	介護高齢課／社会福祉課
3	社協などと連携し、中核機関の機能の充実を図ります。	介護高齢課／社会福祉課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービスの利用を支援する日常生活自立支援事業を推進します。
2	法人後見の実施と市民後見人の育成について検討し、実施に向けてニーズ調査等を進めます。
3	成年後見制度の普及啓発活動を行います。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業への理解を深めましょう。
2	必要に応じて、成年後見制度など、権利擁護事業を利用しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
成年後見制度について知っている人の割合※	市	39.8%	50.0%
日常生活自立支援事業の生活支援員登録者数	社協	72人	85人
法人後見ニーズ調査の実施	社協	未実施	実施
市民後見人養成（育成）事業	社協	未実施	実施
成年後見制度周知活動	社協	未実施	実施

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査(5年に1度実施)回答による。

成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。法定後見制度と任意後見制度がある。

①法定後見制度

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長村長など(注1)		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な人	(注2)	民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）(注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注2)	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左(注1)

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

②成年後見人とは

本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家や市民後見人その他の第三者や福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

本人の不動産や預金などの財産の管理、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう支援します。

③任意後見制度

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」を、あらかじめ契約により決めておく制度。

（『法務省及び厚生労働省ホームページ』より抜粋）

活動方針(4) 安全で安心して暮らせる地域づくり

●現状と課題●

- ・災害時に食料・燃料・ライフラインが確保できるか、家族の安否確認ができるか心配な人がいます。
- ・災害時に自分一人で避難所に行けるか不安な人がいます。
- ・倒壊の危険性がある空き家の増加や、通学路に視界が悪い道があるなど、防犯・防災・交通安全の面で心配です。
- ・子どもの下校時、不審者や動物がいて危険なところがあります。

市民アンケートによると、災害発生時に不安に思うことについて、「電気・ガス・水道等ライフラインの停止等の対応」が62.6%と最も高く、次いで「物流が途絶えた際の食料や燃料の確保」が60.2%、「家族の安否確認できるか」が46.1%となっています。

東日本大震災や能登半島地震などの災害を前に、地区別座談会でも、災害への不安を訴える意見が多くありました。

防犯についても、市民アンケートでは、近年増えている電話などによる詐欺や空き巣への不安の声がありました。また、交通安全については、「通学路や視界が悪い交差点等の道端の雑草が伸びていて危ない」という声がありました。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	各避難所における備蓄品等の充実、災害応援協定の締結を推進し、災害時における避難体制を整えます。	防災危機管理課
2	行政区や消防団などと連携し、地域防災力を高めます。また、防災行政無線を活用し、市民や来訪者へ災害情報を一斉・正確に伝達します。	防災危機管理課
3	みどり市地域防災計画との整合性を図りながら、避難行動要支援者の避難支援対策を推進します。	防災危機管理課／社会福祉課
4	所有者等に、空き家の適正な管理や空き家バンクへの登録について助言します。	建築住宅課
5	カーブミラー等の交通安全施設や通学路等の計画的改修を推進します。また、危険な道路の改良を実施します。	防災危機管理課／建設課／学校教育課
6	犯罪の未然防止のため、防犯灯設置の推進などに取り組みます。また、警察や関係団体と連携し、市民の防犯意識の向上に努めます。	防災危機管理課

○関連する計画

- ・みどり市地域防災計画
- ・みどり市空き家対策計画

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	災害時には災害ボランティアセンター※を設置し、被災者の生活再建を支援します。
2	災害時に備え、自主防災組織の取り組みを支援する他、広域的・多分野の連携を推進します。

3	非常時に福祉サービスを継続して提供できるよう、事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施します。
4	新たなボランティア登録者や災害ボランティアといった災害時に活躍する人を育成します。

※災害ボランティアセンター……災害ボランティアの活動を円滑に進めるために被災地に設置される拠点。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。
2	自主防災訓練を企画し、みんなで参加しましょう。
3	地域ぐるみでの見守りや声掛けを行い、防災・防犯意識を高めましょう。
4	地域の危険箇所を確認し、必要に応じて市に相談しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
自主防災組織でカバーされる世帯数割合※	市	83.5%	100.0%
事業継続計画（BCP）に基づいた訓練の実施	社協	一部署で実施	全部署で実施
災害時に活動参加可能なボランティア登録者数	社協	未確認	20名

※第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援対策について

みどり市避難行動要支援者計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などのうち、避難に支援を要する者（以下本計画において「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける可能性が高い。

このため、市、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員児童委員及び福祉団体等が連携し、避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成及び適正な管理

市は、避難行動要支援者について、行政区の範囲毎にその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適正な管理に努めるものとする。

2 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する関係者は、市の関係課のほか、民生委員児童委員、行政区長、自主防災組織代表者等とする。

3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 満65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者
- (2) 介護保険法の要介護認定により要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級又は2級に該当する者
- (4) 群馬県の療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度がAと判定されたもの
- (5) 群馬県特定疾患医療給付実施要綱別表1又は群馬県小児慢性特定疾患医療給付実施要綱別表1に定める疾病の特定疾患医療を受給している難病患者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同等程度と認められる者

4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は以下のとおりとし、関係部局（介護保険及び障が

い者福祉担当等）が把握している情報を集約するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所及び方書
- (5) 電話番号
- (6) 要介護度、障がいの程度その他の身体状況
- (7) 避難支援者の氏名

5 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状態は変化しうることから、定期的な名簿情報の更新が必要であるため、名簿の更新は原則として年 1 回とする。

市は、新たに避難行動要支援者となった者の登録、死亡等による削除を行うとともに、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意の確認を行うものとする。

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報を受けた者に守秘義務を課すとともに、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置として、避難行動要支援者名簿情報は、避難支援等関係者が、次の事項を徹底するものとする。

- (1) 他に漏らさないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 他に提供しないこと。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
- (4) 使用期間終了後、又は利用目的の達成後は、速やかに返還（焼却、裁断等による廃棄又は消去）すること。
- (5) 責任をもって管理し、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従うこと。
- (7) その他、個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講ずること。

7 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する。

主な情報伝達手段は次のとおり。

- ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（公共施設 34 施設）
- イ 防災行政無線
- ウ 登録制メール
- エ 緊急速報メール、エリアメール
- オ 広報車
- カ 区長及び自主防災組織代表者への連絡
- キ ホームページ等

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援者として実効性のある活動ができるよう、平常時には要支援者本人や関係者等とともに、具体的な支援方法を決めておくものとする。発災時には、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲での支援を実施し、少人数での活動に限界が生じた場合には、地域内のほかの支援者に応援を求めるものとする。

（『みどり市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第13節 避難行動要支援者計画』より）

活動方針(5) 再犯防止の推進【みどり市再犯防止推進計画】

●現状と課題●

- ・犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障がい、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。その解消のためには、刑事司法手続が終了した後も続く、関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要となってきます。
- ・犯罪や非行をした人たちは、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないことも多く、求職活動が円滑に進まない場合があります。また、職場での人間関係を十分に構築できず、あるいは適切な職業選択ができないことなどから、離職してしまう人も多くいます。そのため、犯罪や非行をした人に対する就労支援などが必要です。
- ・犯罪をした人の中には、各種保健医療や福祉サービスを受けられたにもかかわらず、手続を行わなかったために再犯に至った人も少なくありません。そのため、刑事司法と保健医療・福祉の関係機関等との連携を更に強化し、これらの人たちを地域社会の適切な支援に結びつける体制を充実させる必要があります。
- ・保護司や更生保護女性会の認知度の低さ等を起因とした担い手不足が大きな課題となっています。

群馬県の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに、平成17年以降17年連続で減少し、令和3年は9,079件と戦後最小でしたが、令和4年は10,159件と増加に転じ、令和5年も13,326件と、2年連続の増加となりました。なお、検挙率は40.1%で、2年連続で50%を下回っています(令和4年は48.8%)。また、再犯率については、近年5割近い高い水準で推移しています。

犯罪や非行をした人たちの中には、罪を償うなどして社会に戻った際、仕事や住まいが確保できずに、再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

こうした状況を改善し、安全で安心な社会を実現するには、国や市、民間団体や関係者の連携による施策を講じることが求められており、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが重要です。

再犯防止や更生保護などの立ち直り支援活動は、再犯防止に協力する民間協力者である保護司や更生保護女性会員をはじめとした関係機関・団体によって支えられています。しかし、市民アンケートによると、民間協力者の認知度に関して、保護司については63.0%が「知っている」と回答した一方、更生保護女性会や協力雇用主を「知っている」と回答した人は、それぞれ全体の15~20%程度にとどまっています。再犯防止や更生保護に対する市民の関心が薄さや、会員の高齢化が年々進んでいることもあり、保護司や更生保護女性会員の担い手不足が課題となっています。そのため、これらの民間協力者の活動に対する支援が必要です。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	【国や群馬県との連携強化】 国の「第二次再犯防止推進計画」や「第2次群馬県再犯防止推進計画」に基づいて、みどり市が行うべき取り組みを積極的に推進します。	社会福祉課
2	【民間団体等との連携強化への取り組み】 ①地域のネットワークの構築 ・みどり市社会を明るくする運動推進委員会を組織し、啓発活	社会福祉課

	動や集会・研修会等を通じて、立ち直り支援や非行防止に関わる情報交換、地域の課題についての検討などを行います。 ・みどり市社会を明るくする運動※¹を推進し、同運動の推進を通じて、保護司会や更生保護女性会などを含めた、みどり市社会を明るくする運動推進委員会を構成する74団体と連携を取り、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。 ②保護司会・更生保護女性会との連携強化 ・みどり保護区保護司会やみどり地区更生保護女性会の活動を円滑に行うため、保護司会・更生保護女性会との連携を推進し、市からの財政的な支援や、サポートセンターの貸与、市ホームページや広報での啓発などにより会員の増強に努めます。	
3	【民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進】 ①民間ボランティアの活動に関する広報の充実 ・ボランティアに対する理解の増進を図るため、民間ボランティアが行う活動について、市のホームページや広報誌等を通じて周知します。 ②民間ボランティア活動に対する表彰 ・再犯の防止等に関する活動に貢献している民間の個人・団体等に対する表彰を行います。	社会福祉課
4	【就労・住居の確保への取り組み】 ①各企業に対する広報・啓発の推進 ・刑務所出所者の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、市のホームページや広報誌等を通じて周知します。 ・保護観察所が主体で登録手続や支援を行う「協力雇用主制度」や、法務省所管のコレワーク※²の周知に協力します。 ②市営住宅の入居における特別な配慮 ・犯罪や非行をした人たちの市営住宅への入居条件等の緩和や、市営住宅への優先入居について検討を行います。	①社会福祉課／商工課 ②建築住宅課
5	【保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取り組み】 ①再犯防止に関する福祉的支援 ・犯罪や非行をした人たちに対して適切な支援を行うことができるよう、群馬県などが開催する再犯防止推進に係る会議や研修等に積極的に参加し、市担当職員の知識及び対応能力の向上に努めます。 ②犯罪や非行をした障がい者・高齢者に対する福祉的支援 ・犯罪や非行をした障がい者及び高齢者が適切なサービスを受け、地域社会での自立に向けて、必要に応じて相談支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携をとりながら、その人に適した支援ができるよう努めます。	①社会福祉課 ②社会福祉課／介護高齢課 ③社会福祉課

	③犯罪や非行をした生活困窮者に対する福祉的支援 ・犯罪や非行をした生活困窮者の自立の促進を図り、地域社会での自立に向けて、相談に応じて生活保護や住居確保給付金などの支援に結びつけられるよう努めます。	
6	【薬物依存を有する人への支援】 ①薬物乱用防止の啓発・薬物依存症対策 ・みどり保護区保護司会やみどり地区更生保護女性会が中心となって行う薬物乱用防止教室の実施や、薬物乱用防止・依存症に関する啓発活動などを通じて、薬物に対する正しい知識を広め、乱用に歯止めをかけられるよう努めます。	社会福祉課／健康管理課
7	【学校等における就学支援の実施等への取り組み】 ①学校における適切な指導等の実施 ・みどり保護区保護司会及びみどり地区更生保護女性会を中心として市内の各学校で薬物乱用防止教室を開催するほか、みどり市社会を明るくする運動推進委員会において実施する「社会を明るくする運動作文コンテスト」へ市内の中学生生徒に参加してもらい、犯罪及び非行のない地域づくりや更生について考えるきっかけを作っていくことに努めます。 ②地域における非行の未然防止のための支援 ・みどり地区更生保護女性会が中心となって開催するミニ集会において、地域住民を交えて子どもの見守りなどについて協議の場を設け、地域において子どもたちを非行に走らせないという意識の醸成を図ります。 ・学校中退などで学校を離れることとなった人から、再学習や就労の希望について相談があった場合は、適切な支援機関につながるよう支援します。	社会福祉課／学校教育課

※1 社会を明るくする運動…犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、市民一人一人が力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。

※2 コレワーク…前科があることから不利になりやすい受刑者等の就労を支援するために設置された、法務省が所管している機関。受刑者等の希望職種や取得資格などの情報を一括管理し、事業主への情報提供及び採用手続きの支援等を行い、雇用のマッチングを促進している。

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	犯罪をした人の立ち直り、社会復帰を支援します。
2	犯罪や非行をした人の立ち直りを見守る民間協力者も含めた更生保護活動に協力します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
2	子どもたちが非行をしないように、地域ぐるみで見守りましょう。

基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

活動方針(1) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備

【重層的支援体制整備事業実施計画】

●現状と課題●

- ・困ったときに誰にも相談できない人が増えています。
- ・困ったときにどこに相談すればよいのかわからない人がいます。
- ・地域社会の支援ニーズが複雑化・複合化しています。

市民アンケートによると、普段の暮らしのなかで困ったことがあるときに誰かに相談したことがないと回答した人の割合は約35%と、前回調査から大幅に増加しており、その理由として「自分で解決したいから」「他人を巻き込みたくないから」という回答が多くありました。年齢を問わず、単身世帯などの少人数世帯が増えている現代社会では、地域から孤立し、身近に相談する人もなく、一人で悩みを抱え込み、相談や支援を受けられない状況に陥る人が増えている傾向がうかがえます。そのような人を地域の連携によって発見し、課題解決につなげる仕組みづくりが必要です。

みどり市では、市が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢者・生活困窮といった分野別の相談支援体制では解決しきれないような「地域社会の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。その一環として、令和4年度からは「福祉のなんでも相談」を実施しています。しかし、市民アンケートにおいて、困ったときに「どこへ相談すればよいのかわからない」という回答は、前回調査より6.9ポイント増加しており、相談窓口や相談機関の存在が市民に知られていないことが課題となっています。引き続き、市民に対する周知の強化が求められます。

住み慣れた地域で自分らしく自立して暮らし続けることができるように、支援が必要な人の孤立を防ぎ、包括的にケアする仕組みを構築する必要があります。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	行政や社協、社会福祉法人の相談窓口の一覧を作成し、市のホームページや広報誌のほか、様々な機会を通じて市民に周知します。	社会福祉課
2	行政、社協、社会福祉法人の連携・協力体制を構築します。	社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課／学校教育課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	社協が実施する各種相談窓口を広く市民に周知します。
2	積極的に地域に出向いて支援が必要な人の情報や地域の課題を収集して解決を図るほか、必要に応じて迅速に適切な支援機関につなぎます。
3	市の重層的支援会議に参加し、要支援者の情報共有と包括的な支援に協力します。
4	相談を受ける職員の資質向上に努めます。
5	心配ごと相談員のスキルアップを図るための支援をします。

※心配ごと相談…日常生活の中で抱える悩みごとや困りごとなどの相談に行政相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員などが応じ、助言や関係機関の紹介等、問題解決へ向けてサポートする事業。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	隣近所と関わりを持ち、悩みや困りごとを抱えている人がいたら、話を聴いてあげましょう。
2	悩みや困りごとは一人で抱え込まず、関係機関に相談しましょう。

●成果指標●

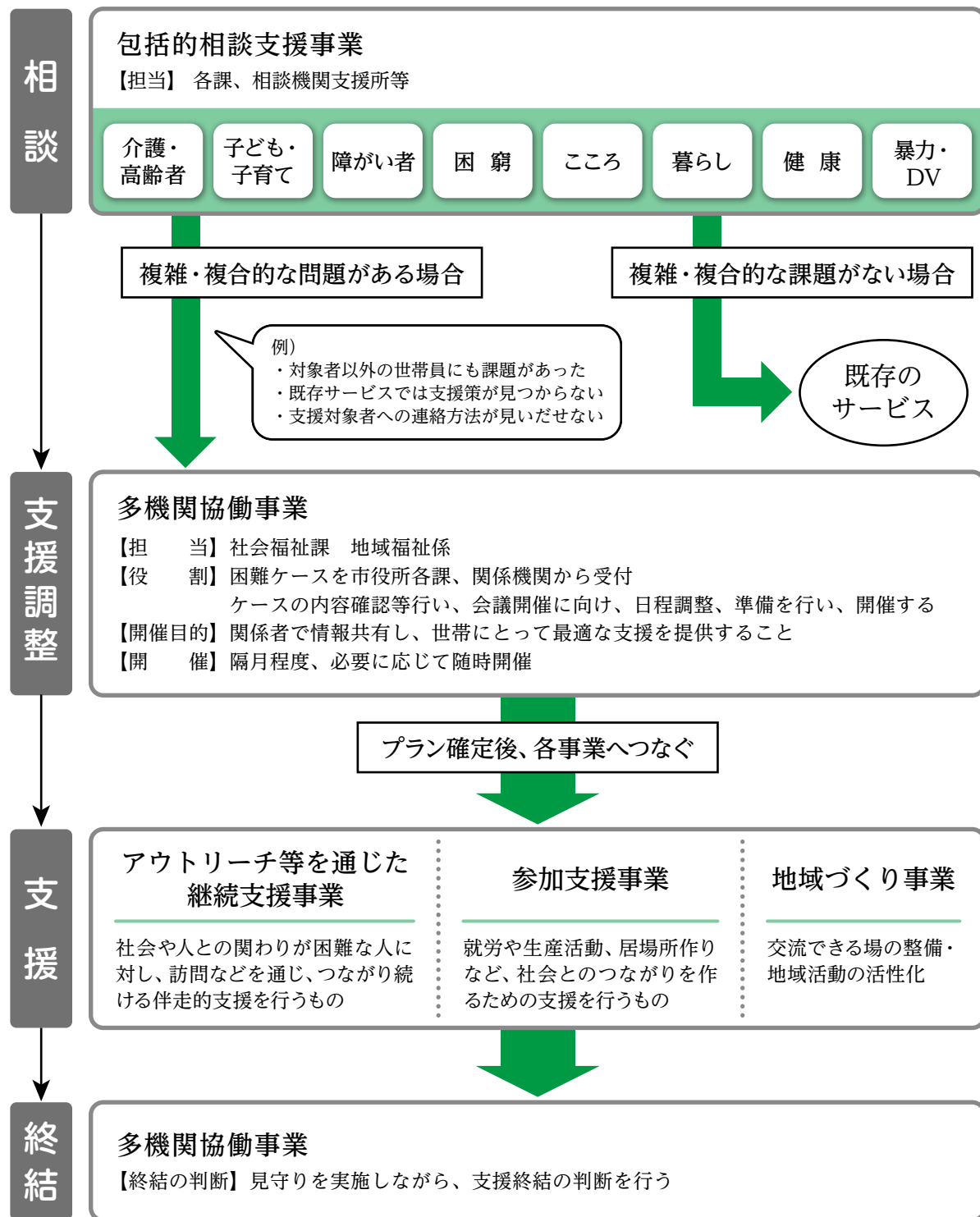
取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
総合相談支援事業相談件数	市	5,684 件	6,700 件

※第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

みどり市重層的支援体制整備事業について

みどり市における重層的支援体制整備事業全体のフローを下記の図のとおりとし、包括的な支援体制を整備して、地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、法第106条の6に基づく支援会議と重層的支援会議によって構成されます。



活動方針(2) 日常生活等で孤独を感じたり、社会から孤立していることで心身に有害な影響を受けている人への支援

●現状と課題●

- ・ コロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化しました。
- ・ 単身世帯や単身高齢世帯の増加により、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。
- ・ 日本社会に溶け込めず、孤立してしまう外国籍の人が心配されます。

地域社会における人と人とのつながりの希薄化に加え、単身世帯の増加により、孤独・孤立の問題は深刻な社会問題となっています。

2020年から世界を席捲したコロナ禍においては、緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛や在宅勤務などの増加により、対面でコミュニケーションを取る機会が減少する事態となりました。また、感染拡大防止措置としてイベント等の中止が相次ぎ、人々が集う場・交流する場も減少しました。このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人間関係の希薄化を加速させ、社会変化等によって内在していた孤独・孤立の問題を顕在化・深刻化させる契機となりました。

国際化が進み、日本に住む外国籍の人が増えています。地区別座談会では、「外国籍の人は地域で孤立してしまうケースも多いため、周辺住民から声をかけ、イベント等への参加を促せると良い」との意見がありました。

また、核家族化や晩婚化を背景に、子育ての際に身近な人からサポートを受けられず孤立する母親が増えていると言われています。

こうした近年の社会変化を踏まえ、日常生活や社会生活において孤独を覚えること、また、社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みについて、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び内閣府への孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める「孤独・孤立対策推進法」が、令和6年4月1日に施行されました。この法律が示すように、孤独・孤立の状態にある人やその家族等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援を継続的に行い、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指す必要があります。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの事業を推進します。	社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課／学校教育課
2	市内に居住する外国籍の人と地域との交流を図り、地域の一員として生活するための後押しとなるような国際交流事業を実施します。	地域創生課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	孤独・孤立を防ぐための居場所づくりを進めます。
2	各種事業を通じて把握した孤独・孤立状態にある人の情報を、市が進める孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにつなぎます。
3	孤独・孤立状態にある人に寄り添うボランティアを育成します。
4	外国籍の人と日本人とが互いの文化などを相互に理解を深めるため、国際交流を推進します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	地域住民同士の交流の場を作り、人と人とのつながりを実感できる地域づくりをしましょう。
2	地域で孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に陥りそうな人がいれば、適切な相談支援機関につなぎましょう。
3	地域活動や団体活動への参加が少なくなった人や転入してきた人、外国籍の人と積極的にコミュニケーションをとりましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
孤独・孤立を防ぐための居場所づくり	社協	未実施	実施

活動方針(3) 気づきを共有する仕組みづくり

●現状と課題●

- ・近所づきあいが希薄化しています。
- ・近所づきあいがわずらわしいと感じている人がいます。
- ・お互いに助け合う気風がないと感じている人がいます。

市民アンケートでは、「近所づきあいがある」人の割合は55.5%であるのに対し、「近所づきあいがない」人の割合は43.2%でした。前回調査より「近所づきあいがある」人の割合が減少している一方で、「近所づきあいがない」人の割合は前回調査より増加しています。また、近所づきあいに対する考え方について、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」と回答した人の割合は18.6%でした。「なくても困らないので、したくない」と回答した人も含め、近所づきあいに比較的消極的な人の割合が、前回調査より増加しています。地区別座談会では、「新型コロナウイルス感染症の拡大によって近所づきあいが著しく減少している」という意見や、地域住民のコミュニケーションの場の必要性に関する意見がありました。

また、「地域で何か困っている人がいるか」という設問に対し、「困っている人はいない」と答えた人が37.5%と最も多くなっています。さらに、困ったときにお互いに助け合う気風について、「地域において全体としてあまりない」と答えた人の割合が、前回調査と比較して4.7ポイント増加しています。このことから、近所づきあいの少なさに起因して、困りごとを抱えている人の存在に気づかず、結果として助け合いにつながらないという地域の実情がうかがえます。

全国的にも、高齢者や障がい者、子どもに対する虐待事件が起きており、地域での早期発見が課題となっています。希薄になりつつある住民同士の関わり合いを強化し、必要としている人を支援につなぐことができる体制の構築が求められます。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	行政区や保護者等地域と連携しながら、引き続き小中学校であいさつ運動を展開します。 また、市職員が積極的にあいさつや声掛けを行い、率先してあいさつ運動を励行します。	学校教育課／社会福祉課
2	民生委員・児童委員、保護司、母子保健推進員、地域との連携や、民間との見守り活動の協定を有効活用し、早期発見に努めます。	社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課／学校教育課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	日常的な困りごとを早期に解消するため、市内施設や団体、見守り活動を行う関係機関と連携し地域福祉力を高めます。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	各家庭で積極的にあいさつするとともに、地域の人ともあいさつを交わしましょう。
2	お互いに誘い合って、積極的に地域の行事に参加しましょう。
3	日常生活を送る中で些細な異変に気づいたら、速やかに相談機関につなぎましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
まったく近所づきあいをしないという人の割合	市	14.3%	5.0%
地域で助け合いができていると思う人の割合	市	59.3%	68.0%

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査(5年に1度実施)回答による。

活動方針(4) 地域の課題を解決するための公私協働の実現

●現状と課題●

- ・制度の要件、サービスが合わず、対応できない事例があります。
- ・社会福祉法人に地域公益事業の実施が義務付けられていますが、実施できていないところがあります。
- ・福祉施設に地域情報が伝わらず、地域住民との連携ができていません。

事業所アンケートの結果、「福祉施設に地域の情報が伝わらず、地域住民との連携ができていない」との声がありました。また、地域福祉活動に取り組んでいない施設が4割近くある状況です。このことから、施設側に地域のニーズが伝わらないために、具体的な地域福祉活動の実施に結びついていないことが考えられます。市や各機関は、公的サービスの充実や改善だけでなく、定期的な情報交換・情報提供の場を設け、地域住民と連携・協働しながら、地域福祉の環境改善に取り組む必要があります。

また、平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の地域公益事業の実施が義務付けられました。現在、社協が中心となり、市内の社会福祉法人や事業所が相互に情報交換し、地域のニーズや課題をどのように受け止め取り組んでいけばよいかを検討していく「社会福祉法人連絡会」の設立にむけた準備が進んでいます。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	複雑多様化した地域の生活課題を解決するため、地域包括支援センター・相談支援事業所・地域子育て支援センター・社会福祉法人・行政・地域などの関係機関と連携し、対応します。	社会福祉課／介護高齢課／こども課／商工課／健康管理課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	地域の支え合い活動の周知や活動を実施する市民ボランティアを育成します。
2	社会福祉法人間で連携し情報交換や情報提供ができる体制を推進します。
3	一般企業を含む多様な機関等と連携し、地域公益事業の支援や地域課題の解決を支援します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	地域の具体的なニーズを市や社協など、関係機関に伝えましょう。
2	地元の企業や施設などを巻き込んで、地域活動に取り組みましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域の課題解決のために行政や行政以外の関係機関等と連携が図れている部署の割合※	市	41.2%	80.0%
社会福祉法人連絡会	社協	未設置	設置済

※第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

地域公益事業とは・・・

社会福祉法人の地域における公益的な取り組みには、

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される「福祉サービス」であること
- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されることが求められており、各法人が創意工夫をこらした多様な取り組みを推進しています。

（『厚生労働省ホームページ』より抜粋）

活動方針(5) 福祉に関する情報伝達の充実

●現状と課題●

- ・情報の入手方法が多様化しています。
- ・情報弱者への配慮が必要です。

市民アンケートによると、福祉情報の入手先について、前回調査よりも「市のホームページ」の割合が増えています。依然として最も高い数値を示したのは「市の窓口への来所や電話での問い合わせ」、次いで「市の広報誌」となっており、公的機関からの情報収集が市民に浸透しているようです。また、今後福祉の情報を得るために便利な方法として、「SNS※」や「ホームページ」等のインターネットを使用した情報入手が便利であるとの回答が多くみられ、年齢別にみると、世代が上がるにつれて、担当者への直接の問い合わせを希望する傾向がみられます。

また、福祉サービスを利用しなかった理由として「サービス内容や利用方法がわからなかった」からと答えた人は6.5%と、「必要がない(必要なかった)」「家族で対応できた」と答えた人に次いで多くなっていることから、福祉サービスの利用促進には、適切で効果的な情報提供も重要であると考えられます。

地域には外国籍の人が増えていることから、積極的な情報発信に加え、情報を届けたい世代や対象に合わせてツールを使い分けるなど、発信方法の工夫も必要です。

※SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略。友人・知人間のコミュニケーションを促進し、社会的ネットワークを構築するための場を提供する、インターネット上の会員制サービスの一種。X、Facebook、Instagram などがある。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	市のホームページ・広報誌・SNS を活用し、福祉の制度やサービスに関する情報を分かりやすく発信します。また、障がいのある人や日本語の理解が難しい人への情報伝達に配慮します。	社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	SNS を活用し、福祉関連情報を迅速に提供します。
2	地域の情報を障がいのある人や日本語の理解が難しい人でも入手しやすい情報発信に努めます。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	公的な情報に関心を持ち、積極的に広報誌等から情報を得ましょう。
2	情報を手に入れる手段が少ない、あるいは情報が手に入らず困っている人が身近にいたら、行政機関等につなぎましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市の保健・福祉情報が必要な時にすぐに手に入れた人の割合	市	56.9%	65.0%

みどり市地域福祉に関するアンケート調査(5年に1度実施)回答による。

基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり

活動方針(1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり

●現状と課題●

- ・地域活動に参加しない世帯が多くなっています。
- ・街をきれいに保ち、環境を守る取り組みが必要です。
- ・若い世代が転出してしまい、転入してくることが少ない状況です。
- ・市民が交流する取り組みが必要です。

市民アンケートによると、地域活動への参加頻度について、「あまり参加していない」「まったく参加していない」を合わせた「参加していない」人が61.1%に上ります。前回調査と比較しても、「あまり参加していない」が2.7ポイント増加しており、地域活動に参加しない世帯が多くなっていることがうかがえます。また、地域住民が優先して取り組むべき活動として「環境美化・環境保全に関する取り組み」が高い状況であり、環境保全に対する意識の強さがうかがえます。地域住民が街をきれいに保つことへの共通認識を持つとともに、定期的に清掃するなど、身近なことから地域活動を推進することも必要です。

みどり市では、若い世代が転出してしまい、転入者が少ないという現状があります。転入者を増加させ、定住率を増加させるためには、補助金等の支援だけでなく、転入者を快く受け入れてくれる地域側の意識醸成も重要です。

地域福祉の推進には、最も小さな地域コミュニティである隣近所の支え合いが欠かせません。大人が近所付き合いに対して消極的になっていると、その家庭で育った子どももその影響を受け、地域コミュニティの維持が困難になることが危惧されます。家庭はもちろん、社会全体で幼少期から助け合いの心を育み、地域の福祉力を底上げすることが必要です。

誰もが気軽に参加できる行事を実施することや、住民同士で声を掛け合い行事への参加を促すことは、住民の地域福祉活動への関心を高めるとともに、あたたかく住みやすい雰囲気地域づくりにつながります。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	地域活動への参加のきっかけづくりとなるようなイベントを支援します。	社会教育課
2	市民を対象とした環境教育などの教室を開催し、環境保全の取り組み方法やごみ捨てのルール、犬猫等の飼い方のマナー啓発や意識の向上に努めます。	生活環境課
3	みどり市への転入を後押しできるように、情報発信の強化や転入希望者への支援に取り組みます。	地域創生課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	地域や各種団体の活動や情報を広く周知し、交流や仲間づくりを支援します。
2	地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす様々な立場の人が交流できるよう事業の企画・啓発等の場をつくります。
3	教育機関や福祉団体と協力し、福祉教育に取り組みます。
4	地域づくりのため福祉活動に関心が高まるよう支援します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	お互いにルールやマナーを守りましょう。
2	あいさつや声掛け、地域の催しへの参加を通じて、家庭内・地域とのつながりを持ちましょう。
3	福祉情報に関心を持ち、市や社協の広報誌やチラシなどに目を通しましょう。
4	市や社協が実施する地域づくりを目的としたイベントや研修会に参加しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
社会教育・生涯学習活動事業費補助金を使用した行政区の割合	市	34.3%	78.1%

第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

活動方針(2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用

●現状と課題●

- ・子どもを安心して遊ばせることができる場所を知らず、利用していない子育て世代の人がいます。
- ・市民が集う居場所づくりが必要です。

地区別座談会では、「子どもから高齢者まで交流できる居場所が身近にあると良い」との意見が聞かれました。幅広い年齢層の地域住民が気軽に立ち寄り、集い、交流を深める場が身近にあることで、ひきこもりの予防や地域づくり・仲間づくりに役立つと考えられます。

みどり市では、地域に密着している保育園・認定こども園を活用し、未就園の乳幼児とその保護者が、親子で一緒に遊んだり、親・子ども同士のコミュニケーションを図るために利用できる「地域子育て支援センター」など、既存施設を活用したサービスを展開しています。このようなサービスの存在を市民に周知し、市民同士の交流の場として利用促進を図る必要があります。

公共施設や空き家などを、様々な活動の場として有効活用できるように整備する際には、設備のバリアフリー化や障がいのある人への合理的配慮が求められます。また、公共施設だけでなく、民間施設の活用も求められます。さらに、初めての人でも参加しやすいイベントを企画するなど、ハード、ソフトの両面の対策が必要です。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	高齢者や子育て世代の仲間づくりを支援するため、地域介護予防教室(地区サロン)や地域子育て支援センター事業を実施します。	介護高齢課／こども課／社会教育課
2	認知症の人やその家族、認知症に専門的な知識のある人だけでなく、誰もが気軽に集い、情報交換や相談、認知症に関する普及啓発などを行う認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援します。	介護高齢課
3	地域住民が気軽に集える場となるよう、地域の公共施設や空き家などの活用を支援します。	総務課／商工課／建築住宅課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	地域住民が主体的に実施する既存施設での地域活動を支援します。
2	社協が管理する、市民の交流のための市有施設の利用促進を図ります。
3	誰もが利用できる施設で活動している団体や事業等について周知・啓発します。
4	福祉関係団体や施設、企業等と連携し地域福祉活動の環境を整備していきます。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	地区公民館や集会所、民間施設の空きスペースなどを、交流や仲間づくり・健康活動の場として活用しましょう。
2	いろいろな人が集まれるように、ワークショップなどの企画を考えてみましょう。
3	福祉活動や交流しやすい拠点づくりについて話し合い、市や社協に提案しましょう。

活動方針(3) 地域住民・ボランティア団体・NPO^{※1}等の地域福祉活動の活性化

●現状と課題●

- ・福祉に関するボランティアへの興味がある人は増えていますが、ボランティアをしたことがない人も増えています。
- ・福祉団体・ボランティア団体の役員の担い手がいないほか、会員が増えず世代交代が進みません。
- ・団体活動がマンネリ化しています。
- ・福祉団体・ボランティア団体の情報発信が難しいです。

現在、市内で多くのボランティアグループや個人が様々な活動をしています。市民アンケートでは、福祉に関するボランティア活動への興味がある人の割合は約44%と、前回調査からは微増しています。しかし、ボランティア活動の経験がない人の割合は68.1%であることから、興味がある人が増えているにも関わらず、実際の活動には結びついていない状況がうかがえます。また、ボランティア活動をしたことがない人に対し、活動しない理由を聞いたところ、「仕事や家事、育児、介護など、他にやることがあって忙しいから」「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」という回答が多く寄せられました。

福祉団体・ボランティアグループへのアンケート調査では、役員の担い手不足や会員の世代交代の難航、団体活動のマンネリ化に加え、団体・グループに関する情報発信が難しいとの意見がありました。活動の継続には新規会員の加入が不可欠ですが、加入を促すための第一歩は、団体・グループの存在を知ってもらうことです。「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」がゆえにボランティア活動をしたことがない人がいる現状において、活動に興味を持ってもらうきっかけとするため、方法・内容を工夫した情報発信が必要です。

今後は、団体・グループの活動内容の周知によってボランティアに対する市民の関心を高めたり、個人の状況に合った活動内容を検討するなど、誰もが参加しやすい環境を作ることが必要となります。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	継続的・発展的な市民活動の推進を図るため、ボランティアやNPOなどの市民団体が、自立し活発に活動できるよう支援します。	地域創生課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	福祉団体・ボランティアグループ間の情報共有や連携を支援します。
2	地域の主体的な福祉活動や気軽に取り組める活動をSNS等の様々な媒体で発信します。
3	ボランティアコーディネートや講座の開催などを通じて、ボランティアセンター ^{※2} の機能を充実させます。

※1 NPO…Non Profit Organization(民間非営利活動団体)の略。金銭的な営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間団体のこと。特定非営利活動促進法に基づき法人格を認めたものがNPO法人。

※2 ボランティアセンター…ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	ゴミ拾いやリサイクル活動など、気軽にできるボランティア活動に取り組みましょう。
2	ボランティアや地域活動をPRし、社協等と連携して活動の場を広げましょう。
3	社協が実施するボランティア講座や地域の福祉活動等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
4	他の地域やグループなどを参考にして、活動のマナー化を解消しましょう。
5	時代や社会情勢に合わせて団体の会則やルールを見直しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
ボランティア・NPO活動に参加している人の割合※3	市	14.8%	25.0%
ボランティア活動経験がある割合※4	社協	29.7%	35.0%
ボランティア登録者数	社協	14 名	50 名
ボランティア登録団体数	社協	18 団体	25 団体

※3 みどり市まちづくり市民アンケート(令和5年度実施)回答による。

※4 みどり市地域福祉に関するアンケート調査(5年に1度実施)回答による。

活動方針(4) 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

●現状と課題●

- ・自分の地域を担当する民生委員・児童委員を知らない人が多い地域があります。
- ・地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員の高齢化に加え、なり手が少ない状況です。

市民アンケートによると、地域差はあるものの、約60%の人が、自分が住んでいる地区の民生委員・児童委員を「知らない」と回答しています。また、「知っているが関わったことはない」と答えた人は約30%であり、「知っていて関わったことがある」人は、約12%にとどまっています。さらに、地区別座談会では、「そもそも民生委員が何をしているのかを知らない人が多い」との意見もありました。普段の暮らしの中での困りごとをどこへ相談すればよいのかわからない市民も少なくないため、民生委員・児童委員の存在を周知することで、身近な相談先としての認識が広がり、ひいては地域課題の解決につながります。

また、民生委員・児童委員が抱える課題として、委員の高齢化、なり手不足の深刻化が挙げられます。地域の福祉を支える活動が途切れないよう、地域における担い手の育成も必要です。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	広く理解と協力を得るため、民生委員・児童委員の活動を積極的に市民に周知します。	社会福祉課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	民生委員・児童委員と連携協力し地域福祉を推進していきます。
2	民生委員・児童委員活動の周知・啓発に協力します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	自分の住む地域の民生委員・児童委員と接点を持ち、活動への理解を深めましょう。
2	地域のイベントや回覧板を活用し、地元の民生委員・児童委員とその活動を紹介します。
3	民生委員・児童委員と協力して、サービスが必要な人に対し情報を提供しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域の民生委員・児童委員を知っている人の割合	市	38.7%	40.0%

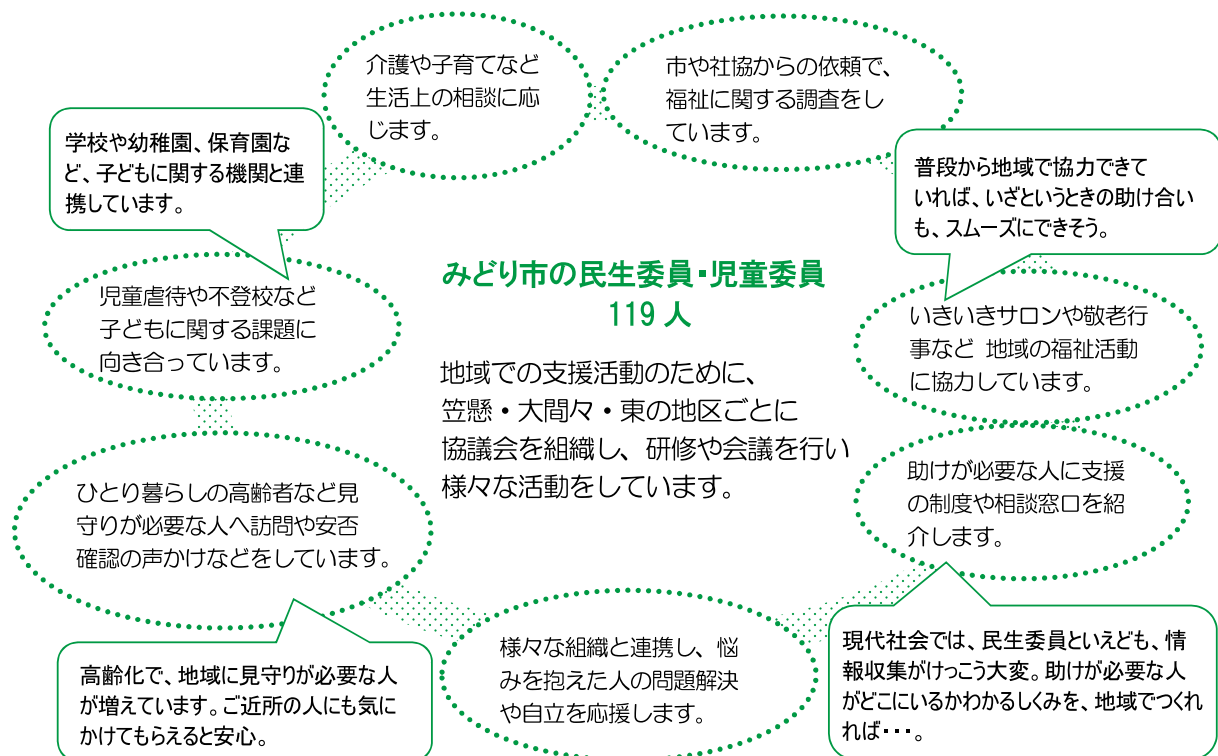
みどり市地域福祉に関するアンケート調査(5年に1度実施)回答による。

民生委員・児童委員について

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子もたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

(『厚生労働省ホームページ』より)



基本目標4 福祉の基盤づくり

活動方針(1) 地域福祉推進の強化

●現状と課題●

- ・地域課題を解決するためには、福祉関係にとどまらず、多分野との連携が必要です。
- ・地域福祉活動の担い手・調整役として、社協への期待が高まっています。

市民アンケートによると、地域福祉活動の担い手・調整役としての社協への期待が、前回調査より高まっていることが示されています。また、事業所や団体アンケートでも、日々の活動において行政や社協と連携していく必要があるという回答が高い割合で示されています。しかしながら、一部では、「社協がどんな事業を実施しているのかわからない、周知不足である」という声も寄せられています。

地域の福祉課題は複雑・多様化しており、その解決のためには、福祉分野だけでなく、市民も含めた多分野での連携が必要です。社協は、地域福祉を推進する中核的存在として、社会福祉法に基づき、全ての都道府県・市町村に設置されています。社協がその組織体制とコーディネート機能を強化しその存在感を増し、今まで以上に地域福祉の推進につながる取り組みが必要です。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	社協の運営を援助します。	社会福祉課
2	生活支援体制整備事業の協議体等を活用し、幅広い関係者により、地域福祉計画の推進状況を適切に評価・検証します。	社会福祉課／介護高齢課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	様々な分野で地域住民・団体・学校・施設・企業などとの連携を推進し、地域福祉の基盤を強化します。
2	多様な福祉課題に対応できる人材の確保・育成に努め、社協の組織体制を強化します。
3	地域福祉活動計画の取り組み状況を評価し、市民に公表します。
4	積極的に地域に出向き地域の実情や課題の把握に努めます。
5	公的サービスではまかないきれない、サービスの提供に努めます。
6	各圏域の福祉部活動を啓発し活性化を支援します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	社協活動に関心を持ち、理解を深め、研修会や行事に積極的に参加・協力しましょう。
2	地域の福祉課題の解決のため、自分の地域を担当する社協のコーディネーターに相談しましょう。
3	市域・町域・行政区域の福祉部の活動に参加しましょう。

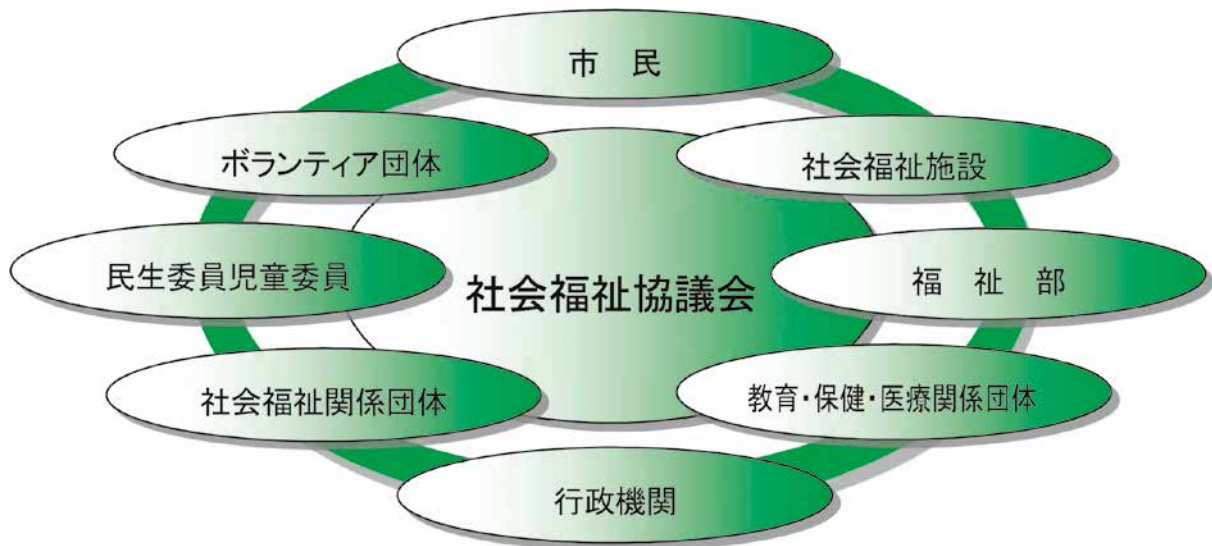
●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域福祉計画の推進検証実施	市	中間年度	毎年
人材育成基本方針の策定	社協	未策定	策定済

社会福祉協議会（社協）について

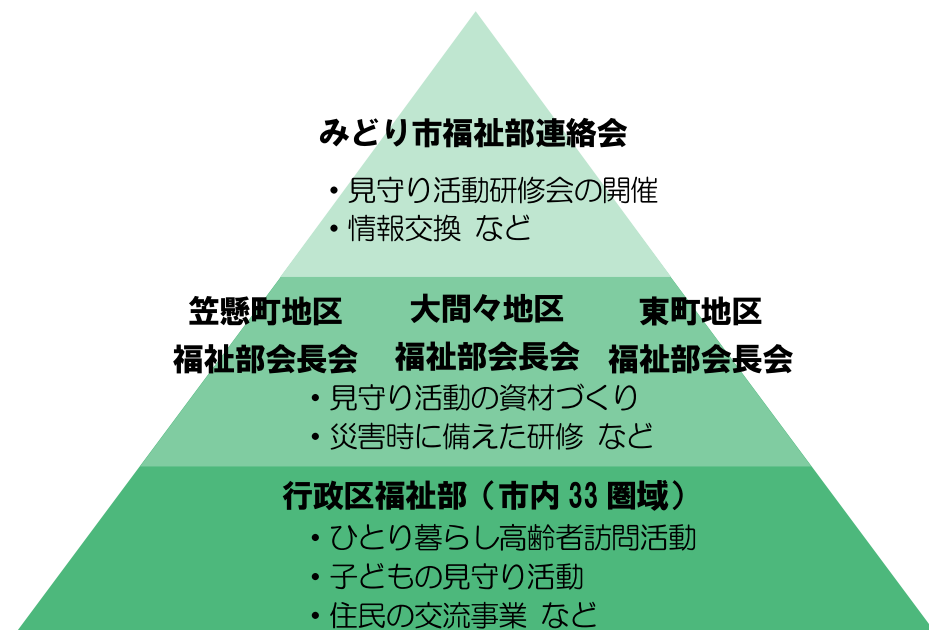
社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図るための重要な団体（社会福祉法人）として位置づけられており、地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題として捉え、その活動を通して福祉コミュニティづくりと地域福祉を推進することを目的としている。

運営は行政区を通して市民から会員を募り、地域の福祉関係者や様々な住民組織の代表等により活動を展開している。また、財源は会員から集めた会費、共同募金の配分金、行政からの補助金や事業委託金などで成り立っている。

**福祉部について**

みどり市において、福祉部は、地域住民のつながりを深め、地域での支え合いを進めていくことを目的に行政区単位を基本として組織されており、「福祉部会」「福祉委員会」と呼ばれている地区もある。各区の福祉部代表者による町域福祉部会長会、町域福祉部会長会の代表者によるみどり市福祉部連絡会が組織され、それぞれの活動について情報交換をしながら地域住民の交流と福祉のまちづくりを進めている。

社協では、各町域に地域福祉を進めるためのコーディネーター（調整役）を配置し、福祉部が地域の特性に合った福祉活動ができるよう、情報提供などの手助けを行っている。



活動方針(2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保

●現状と課題●

- ・市の福祉にかかる予算は一般会計の中で最も多くを占めています。
- ・地域福祉推進の財源となる社協会費や共同募金※への協力世帯率が低下しています。
- ・継続的な地域福祉推進のための財源を確保するため、その必要性を周知するとともに有効に活用していく必要があります。

行政では、私たちの税金で、社会福祉の対象者にも不公平にならないように効率的に施策を実施しています。現在、急速に少子・高齢化が進行する中で、福祉にかかる市町村の予算は年々増えていますが、財政的に余裕のある自治体はそう多くありません。国や県では、市町村が実施する事業に対して交付される補助金が数多くあるため、こうした補助金等の財源を有効に活用する必要があります。

また、共同募金運動は、社協が事務局を担い、住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的に実施されています。民間の特質である迅速性・柔軟性・先駆性・開拓性をもって、住民自らが参加する福祉コミュニティづくりのための多様な活動を財源面から支援する役割を果たすことが求められています。

社協会費も同様に、市民が自分たちの地域のために、自分たちで出し合い、自分たちのために使うもので、民間の社会福祉法人である社協がその公共性を保持しつつ、地域福祉推進のために活用する貴重な財源です。

また、社協では、寄付者から預かった寄付金品を寄付者の意向に沿って払い出す「善意銀行」を運営しています。応援したい活動を直接支援でき、地域活動の推進に役立っています。

こうした市内の取り組み以外にも、民間の財団法人などが社会貢献として様々な福祉活動に対する助成事業を実施しています。公的な財源と民間財源をうまく使い分けて、地域福祉をさらに推進していくことが「みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち」をつくるために必要です。

※共同募金…赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金、NHK 歳末たすけあい義援金の総称で、地域の方が募金を通じて地域福祉事業に参加いただく住民参加型の地域福祉活動のこと。

●市の役割●

No.	取り組み内容	担当部署
1	福祉課題解決のために、福祉分野のみならず、地域福祉推進に関する国・県の補助金や介護保険など、財源の情報収集・有効活用に努めます。	社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課
2	財源を確保するとともに、助け合いの意識の向上を図るため、市民に募金運動への理解と協力を呼びかけます。	社会福祉課

●社協の役割●

No.	取り組み内容
1	社協会費・共同募金運動・善意銀行について、市民の理解及び協力を得られるよう、社会及び市民のために有効に活用されていることを広く周知します。

●市民・地域の役割●

No.	取り組み内容
1	社協活動への理解を深め、社協会費に協力しましょう。
2	共同募金の目的について理解を深め、募金に協力をしましょう。
3	寄付活動を行い、地域や団体を応援しましょう。
4	地域の福祉活動に対して交付される補助金や助成事業、共同募金の配分金を積極的・有効に活用しましょう。

●成果指標●

取り組み内容	役割	現状値（R5）	目標値（R11）
日本赤十字社募金協力世帯の割合	市	73.7%	80.0%
社会福祉協議会会費の協力世帯の割合	社協	69.2%	75.0%
赤い羽根共同募金の協力世帯の割合	社協	67.9%	70.0%
地域歳末たすけあい募金の協力世帯の割合	社協	66.5%	70.0%

第3期実施状況調査(令和4年度実績値)による。

第5章 地域福祉地区別座談会から



笠懸中学校地区（笠懸 4・5・8～10 区）

● 地域の様子

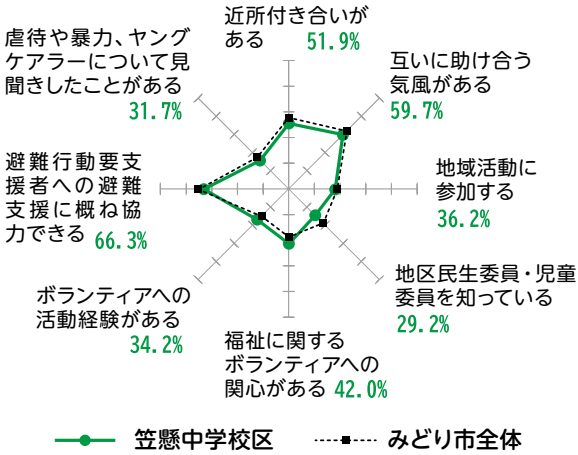
市内で2番目に人口の多い地区です。近年、児童生徒数の減少に伴う小中学校の統廃合が全国で相次ぐなか、令和4年度には、同地区内に笠懸西小学校が新たに開校しました。

市役所庁舎や社協本所があり、岩宿博物館・温泉施設かたくりの湯などの公共施設があります。また、国道50号線へのアクセスも良く、JR両毛線の岩宿駅があります。

	平成30年度	令和5年度	増減率
人口	13,812人	13,707人	99%
世帯数	5,401世帯	5,746世帯	106%
65歳以上人口	3,428人	3,664人	107%
高齢化率	24.82%	26.73%	108%

※各年度とも7月末現在の状況

市民アンケート結果



● 座談会

令和6年2月13日(火) 午後7時～9時／笠懸公民館／22人参加

地域の福祉課題	解決のアイデア	基本目標活動方針
成年後見制度の手続きがわかりません。	判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業への理解を深めましょう。	1-(3) P.28～
災害時の食料や燃料の確保が心配です。	避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。	1-(4) P.30～
非行や犯罪をした人の立ち直りのための支援が必要です。	罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。	1-(5) P.33～
地域活動に参加しない世帯が多いです。	市や社協が実施する地域づくりを目的としたイベントや研修会に参加しましょう。	3-(1) P.46～

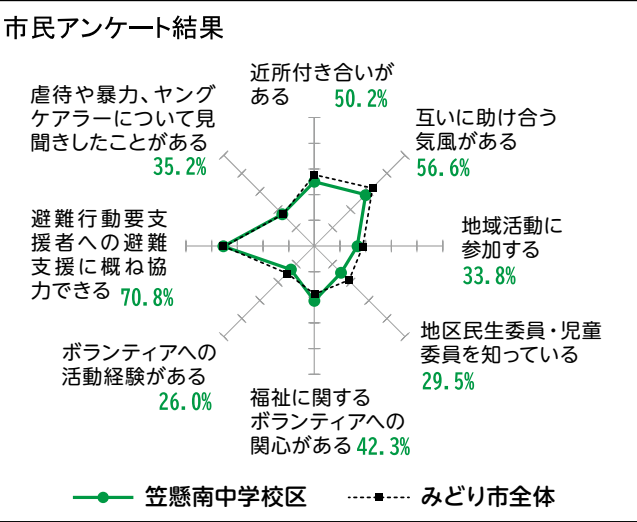
笠懸南中学校地区（笠懸 1～3・6・7 区）

● 地域のようにす

人口と隣組数が市内で最も多い地区です。笠懸公民館・笠懸野文化ホール・市民体育館などの社会教育施設、ショッピングセンターなどの大型商業施設があるほか、国道 50 号線・北関東自動車道へのアクセスが良く、東武鉄道の阿左美駅もあり、交通面においても住みやすい地区であることがうかがえます。

	平成 30 年度	令和 5 年度	増減率
人口	16,241 人	16,097 人	99%
世帯数	6,244 世帯	6,652 世帯	107%
65歳以上人口	3,711 人	3,981 人	107%
高齢化率	22.85%	24.73%	108%

※各年度とも7月末現在の状況



● 座談会

令和 6 年 2 月 20 日(火) 午後 7 時～9 時／笠懸公民館／23 人参加

地域の福祉課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
ヤングケアラーへの支援が必要です。	高齢者や障がい者、ヤングケアラーのいる世帯に、困ったときの相談先や支援制度を紹介して支援につなげましょう。	1-(1) P.24～
福祉施設に地域情報が伝わらず、地域住民との連携ができていません。	地元の企業や施設などを巻き込んで、地域活動に取り組みましょう。	2-(4) P.43～
環境を守る取り組みや、街をきれいに保つ取り組みが必要です。	お互いにルールやマナーを守りましょう。	3-(1) P.46～
ひきこもりの人への支援が必要です。	いろいろな人が集まれるように、ワークショップなどの企画を考えてみましょう。	3-(2) P.48～
自分の地域を担当する民生委員を知りません。	地域のイベントや回覧板を活用し、地元の民生委員・児童委員とその活動を紹介しましょう。	3-(4) P.51～

大間々中学校地区（大間々1～5・9～12・14～17 区）

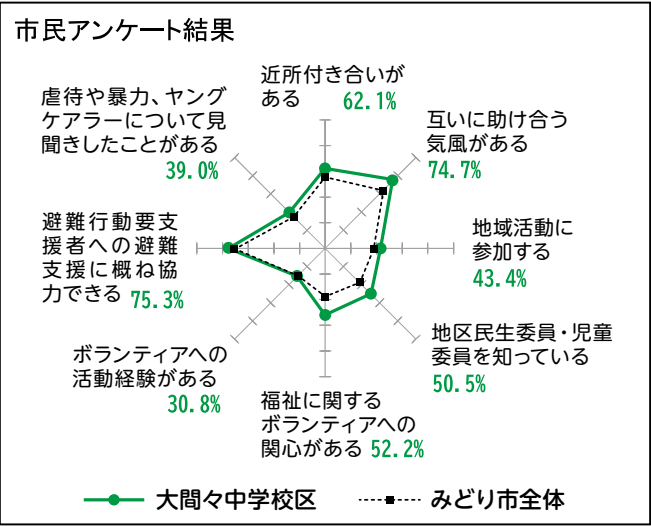
● 地域のように

社協支所が入る市役所庁舎などがある大間々町の中心部と、山間部に分かれています。

歴史ある商店街は空き店舗が増え、過疎化・高齢化が進んでいますが、伝統ある大間々祇園まつりは活気にあふれ、はねたき広場など新たな観光と地域交流・活性の場が生まれています。

	平成30年度	令和5年度	増減率
人口	9,232 人	8,328 人	90%
世帯数	3,927 世帯	3,841 世帯	98%
65歳以上人口	3,478 人	3,410 人	98%
高齢化率	37.67%	40.95%	109%

※各年度とも7月末現在の状況



● 座談会

令和6年1月29日(月) 午後7時～9時／大間々庁舎／30人参加

地域の福祉課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
生活に困窮している人への支援が必要です。	生活に困窮している人から相談を受けたら、行政機関等の相談窓口を紹介しましょう。	1-(2) P.27～
災害時に家族の安否確認ができるか心配です。	避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。	1-(4) P.30～
困ったときに誰にも相談できない人が増えています。	悩みや困りごととは一人で抱え込まず、関係機関に相談しましょう。	2-(1) P.36～
市民が集う居場所づくりが必要です。	地区公民館や集会所、民間施設の空きスペースなどを、交流や仲間づくり・健康活動の場として活用しましょう。	3-(2) P.48～

大間々東中学校地区（大間々6～8・13 区）

● 地域のように

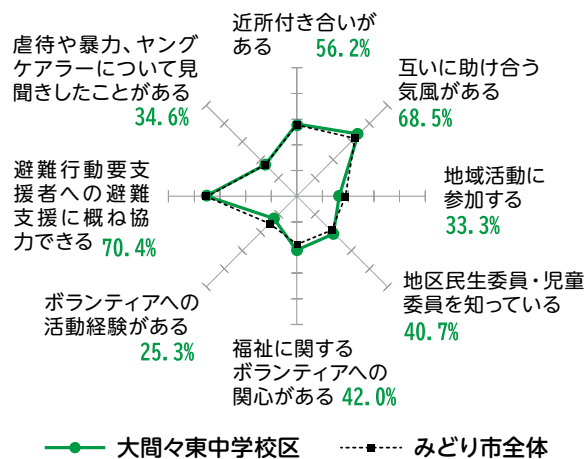
平成 30 年度と比べて世帯数が 2%増加しており、新興住宅地が目立つ地区です。

救急病院を含む医療機関やスーパーマーケットなどの商業施設が多くあります。また、東武鉄道・上毛電気鉄道が乗り入れる赤城駅があり、県外や県内主要都市へのアクセスが良い地域です。

	平成 30 年度	令和 5 年度	増減率
人口	9,713 人	9,235 人	95%
世帯数	4,138 世帯	4,205 世帯	102%
65歳以上人口	2,682 人	2,932 人	109%
高齢化率	27.61%	31.75%	115%

※各年度とも7月末現在の状況

市民アンケート結果



● 座談会

令和 6 年 1 月 30 日(火) 午後 7 時～9 時／大間々庁舎／18 人参加

地域の福祉課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
成年後見制度の手続きがわかりません。	判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業への理解を深めましょう。	1-(3) P.28～
災害時の食料や燃料の確保が心配です。	避難場所の確認や食料の備蓄、家庭内で災害時のルールを決めておくなど、日頃から災害に備えましょう。	1-(4) P.30～
非行や犯罪をした人の立ち直りのための支援が必要です。	罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。	1-(5) P.33～
近所づきあいが希薄になっています。	各家庭で積極的にあいさつするとともに、地域の人ともあいさつを交わしましょう。	2-(3) P.41～

あずま小中学校地区（東1～5区）

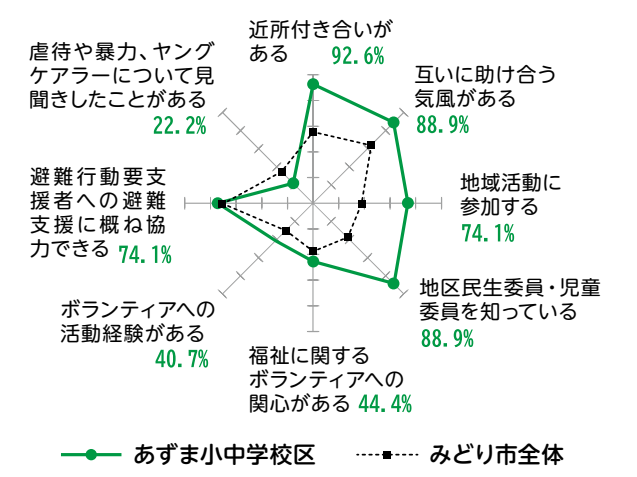
● 地域のように

渡良瀬川の両岸に沿っており、国道122号線とわたらせ渓谷鐵道が主要アクセスとなる地域です。過疎化・高齢化の進行が顕著ですが、昔からの地縁組織やお互い様の意識が根強く残っています。市・社協支所のほか、富弘美術館や童謡ふるさと館などの観光公共施設も多くある、自然豊かな地域です。

	平成30年度	令和5年度	増減率
人口	1,968人	1,665人	85%
世帯数	921世帯	846世帯	92%
65歳以上人口	982人	927人	94%
高齢化率	49.90%	55.68%	112%

※各年度とも7月末現在の状況

市民アンケート結果



● 座談会

令和6年2月16日(金) 午後7時～9時／東公民館／24人参加

出された地域の課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
免許返納後の高齢者の買い物や通院が不便です。	高齢者や障がい者、ヤングケアラーのいる世帯に、困ったときの相談先や支援制度を紹介して支援につなげましょう。	1-(1) P.24～
防災・防犯の取り組みが必要です。	地域ぐるみでの見守りや声掛けを行い、防災・防犯意識を高めましょう。	1-(4) P.30～
市民が集う居場所づくりが必要です。	地区公民館や集会所、民間施設の空きスペースなどを、交流や仲間づくり・健康活動の場として活用しましょう。	3-(2) P.48～
福祉に関するボランティアへの興味がありません。	ボランティアや地域活動をPRし、社協等と連携して活動の場を広げましょう。	3-(3) P.49～